

## 第37回安城市福祉まつり実施計画について

- 1 名 称 「第37回安城市福祉まつり」
- 2 趣 旨 福祉まつりの開催により、ふれあいを通して市民の福祉に対する理解を深め、市民参加による福祉のまちづくりの契機とする。
- 3 テ ー マ 「みんなで創ろう ふくしのまち」
- 4 期 日 令和2年10月4日（日）午前9時から午後4時まで
- 5 会 場 安城市総合福祉センター・安城市社会福祉会館
- 6 主 催 安城市福祉まつり実行委員会
- 7 後 援 安城市・安城市教育委員会・安城市社会福祉協議会
- 8 企画運営 実行委員会を組織し、企画・運営の方針の決定を行う。また、企画部会と部門別説明会で企画・運営を行う。
  - (1) 実行委員会 福祉まつり実行委員会名簿に記載してある団体の代表者各1名をもって構成し、福祉まつりの開催にあたる。
  - (2) 企画部会 参加・協力団体からの協力者及び事務局担当で構成する。企画部会は、全体の企画のほか運営に必要な調整を行う。
  - (3) 部門別説明会 参加団体の参加希望内容によって、チャリティーバザー、展示、体験の3班とし、各参加団体の実務担当者が、各コーナーの企画・運営を行う。
- 9 企画内容
  - (1) 各コーナーの企画は、テーマにふさわしい内容とする。また、チャリティーバザーを屋外、総合福祉センター2階多目的ホール、社会福祉会館3階会議室で行う。
  - (2) 会場の割り振りにあたっては、会場内の流れを滞らせないように配慮する。
  - (3) チャリティーバザーは、主として福祉充実のために行う。チャリティーバザーによる収益の用途を伝え、チャリティーバザーの趣旨を広報する。チャリティーバザー以外に、各参加団体が市民とのふれあいのために行うバザーについては、「ふれあいマーケット」で行う。ふれあいマーケットの参加は、安城市内の団体に限り、参加費は徴収しない。  
チャリティーバザー及びふれあいマーケットを兼ねて参加することはできな

い。

- (4) 市内障害者福祉施設及び製品の市民へのPR及びふれあいを意識したコーナーの運営に配慮する。
- (5) 作品展示を行う。展示場所は基本的には各階廊下壁面とする。
- (6) 郷土の作家展を行う。チャリティーバザーとし、作品提供依頼は作家1名につき1点とする。
- (7) スタンプラリーを行う。ラリーの内容、実施方法については企画部会で決定する。

## 10 事務局

- (1) 事務局は、安城市社会福祉会館に置き、社会福祉協議会の職員がこれを行う。
- (2) 事務局は事務及び連絡調整を行う。

注) チャリティーバザーとは収益金を福祉充実のために活用するもので、必要な機材、経費等は福祉まつり実行委員会の負担とします。

ふれあいマーケットとは収益金を団体の活動費として活用するもので、福祉まつり実行委員会は場所の提供のみ行い、その他の準備等はすべて各団体の負担となります。